二　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用して提供されるものであつて、当該音声伝送携帯電話番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十　略］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要

［(1)～(3)　略］

［注１～７　略］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　略］

［注　略］

様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～７　略］		［略］
８　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの	

二　無線・ＰＨＳインターネット専用サービス　携帯電話端末・ＰＨＳ端末サービスの提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて、又は一端が利用者の電気通信設備と接続される無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務及び当該役務の提供に用いられる無線端末系伝送路設備を用いて提供されるインターネット接続サービスの役務であつて、当該無線端末系伝送路設備の一端に接続される利用者の電気通信設備（以下「無線インターネット利用者設備」という。）によつて音声伝送役務（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供されるものであつて、当該電気通信番号の指定を受けて提供されるもの又は当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより提供されるものに限る。）の提供を受けないもの

［三～十　同上］

様式第１（第４条第１項、第４条の２第１項関係）

電気通信事業登録（登録更新）申請書

［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［注１～７　同左］

８　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　同左］

［注　同左］

様式第４（第４条第３項第２号、第４条の２第３項第２号、第９条第１項第２号、第10条第２項、第60条の２第２号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
［１～７　同左］		［同左］
８　ＩＰ電話	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの	